

○檜原市情報公開条例		平成10年6月23日条例第15号
改正		
平成12年3月29日条例第2号		
平成17年3月31日条例第1号		
平成19年9月28日条例第18号		
平成25年6月26日条例第9号		
平成27年3月31日条例第3号		
平成28年3月31日条例第7号		
平成30年6月29日条例第21号		
令和4年12月27日条例第29号		
檜原市情報公開条例		
目次		
第1章 総則（第1条～第4条）		
第2章 行政文書の公開（第5条～第15条）		
第3章 審査請求（第16条・第17条）		
第4章 補則（第18条～第24条）		
附則		
第1章 総則		
（目的）		
第1条 この条例は、市政に関する市民の知る権利を具体的に保障するものとして、市の保有する行政文書の公開を求める権利を明らかにするとともに、広く情報を公開することにより、市民の市政への参加の促進と信頼の確保を図り、市民福祉の増進に寄与し、もって地方自治の本旨に即した公正で民主的な市政の推進に資することを目的とする。		
（定義）		
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。		
（1）実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び地方公営企業の管理者の権限を行う市長をいう。		
（2）行政文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。		
（3）公開 文書又は図画については閲覧に供し、又は写しを交付することをいい、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行うことをいう。		
（実施機関の責務）		
第3条 実施機関は、行政文書の公開を求める権利が十分に尊重されるようにこの条例を解釈し、運用するとともに、個人に関する情報の保護について最大限の配慮をしなければならない。		
2 実施機関は、行政文書の適正な管理を図るとともに、行政文書の公開の手続その他この条例に基づく事務の適切かつ円滑な遂行に努めなければならない。		
（利用者の責務）		
第4条 この条例の定めるところにより行政文書の公開を受けた者は、それによって得た情報を第三者の権利利益を侵害することのないように適正に使用しなければならない。		
第2章 行政文書の公開		
（情報の公開を請求できる者）		
第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、行政文書の公開を請求することができる。		
（公開しないことができる情報）		
第6条 実施機関は、行政文書の公開の請求（以下「公開請求」という。）に係る情報が次の各号のいずれかに該当するときは、当該行政文書を公開しないことができる。		
（1）個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第3項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。		
ア 法令若しくは条例等（以下「法令等」という。）の規定により又は慣行として公にされ、若しくは公にすることが予定されている情報		
イ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開		

に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

ウ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

(2) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報(同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。)又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号

(3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 実施機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討、協議等に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(5) 実施機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

イ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

ウ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

エ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

オ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

カ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

キ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

2 実施機関は、公開請求に係る行政文書に前項各号に掲げる非公開の情報が記録されている場合において、同項の規定により非公開として保護される利益に優越する公益上の理由があると認めるときは、同項の規定にかかわらず、公開請求をした者(以下「公開請求者」という。)に対し、当該行政文書を公開することができる。

(部分公開等)

第7条 公開請求に係る行政文書の一部に前条第1項各号に掲げる非公開の情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、実施機関は、公開請求者に対し当該部分を除いた部分について公開しなければならない。ただし、当該部分を除いて公開することがこの条例の目的に合致しないと認めるときは、この限りでない。

2 実施機関は、前条第1項各号に掲げる非公開の情報であっても、時間の経過により公開請求を拒否する理由がなくなったときは、当該情報を公開しなければならない。

3 公開請求に係る行政文書に前条第1項第1号の情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、第1項の規定を適用する。

(行政文書の存否に関する情報)

第8条 公開請求に対し、当該公開請求に係る行政文書が存在しているか、又は存在していないかを答えるだけで、第6条第1項の規定により保護される利益が同項各号に掲げる非公開の情報を公開した場合と同様に害されることとなるときは、実施機関は、公開請求に係る行政文書の存否を明らかにしないで、公開請求を拒否することができる。

(公開請求の方法)

第9条 第5条の規定により公開請求をしようとする者は、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地並びに法人その他の団体にあつてはその代表者の氏名

(2) 公開請求に係る行政文書を特定するための事項

(3) 前2号に掲げるもののほか実施機関の定める事項

(公開請求に対する決定等)

第10条 実施機関は、公開請求があつたときは、当該公開請求を受理した日(以下「受理日」という。)から起算して15日以内に、公開請求に係る行政文書を公開するかどうかの決定(以下「公開等決定」という。)をしなければならない。

2 実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により前項に規定する期間内に公開等決定をすることができないときは、その期日を、30日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、公開請求者に対し、同項の期間内に公開等決定ができない理由及び延長する期間を通知しなければならない。

3 実施機関は、公開請求に係る行政文書を公開するときは公開の決定を、公開しないときは公開請求拒否の決定をし、速やかに、公開請求者に対し、その旨を書面で通知しなければならない。

4 実施機関は、公開請求拒否の決定をしたときは、前項の書面にその理由を付記しなければならない。この場合において、実施機関は、第7条第2項の規定による非公開の情報に該当しなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、その期日を当該書面に付記しなければならない。

5 実施機関は、第8条の規定により公開請求を拒否するとき及び公開請求に係る行政文書が存在しないことその他の理由により公開請求を拒否するときは、前各項と同様とする。

（公開等決定の期限の特例）

第11条 公開請求に係る行政文書が著しく大量であるため、受理日から起算して45日以内にそのすべてについて公開等決定をすることにより事務の適正な遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、実施機関は、公開請求に係る行政文書の相当の部分につき当該期間内に公開等決定をし、残りの部分については、相当の期間内に公開等決定をすれば足りるものとする。この場合において、実施機関は、前条第1項の期間内に、同条第2項後段の規定の例により、公開請求者に通知しなければならない。

（第三者保護に関する手続）

第12条 公開請求に係る行政文書に、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び公開請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されている場合は、実施機関は、公開等決定をするに際し、次項に規定する場合を除き、必要があると認めるときは、当該第三者の意見を聴くことができる。

2 公開請求に係る行政文書に第三者に関する情報が記録されている場合において、第6条第1項第1号ウ、同項第3号ただし書又は同条第2項の規定により当該行政文書を公開しようとするときは、実施機関は、公開の決定に先立ち、当該第三者に対し、実施機関の定める事項を通知して、意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、緊急かつやむを得ないときはこの限りでない。

3 実施機関は、前2項の規定により、意見を述べる機会を与えられた第三者が当該行政文書の公開に反対の意思を表示した場合において、当該行政文書を公開しようとするときは、公開の決定をした日から起算して15日を経過した日以後に公開の実施をしなければならない。この場合において、実施機関は、公開の決定後速やかに、当該第三者に対し、実施機関の定める事項を通知しなければならない。

（公開の実施）

第13条 実施機関は、公開の決定をしたときは、速やかに、公開請求者に対し、当該行政文書を公開しなければならない。

2 実施機関は、公開請求に係る行政文書を閲覧に供して公開することにより、当該行政文書を汚損し、若しくは破損するおそれがあるとき又は第7条第1項の規定による行政文書の部分公開をするときその他合理的な理由があるときは、当該行政文書を複写し、若しくは複製したものを閲覧に供し、又はその写しを交付することができる。

3 行政文書の公開は、実施機関が指定する日時及び場所において行うものとする。

（手数料）

第14条 前条に規定する行政文書の公開に係る手数料は、次のとおりとする。

（1）市内に住所を有する個人、市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体及び市内に所在する固定資産の所有者（檀原市税条例（昭和31年檀原市条例第32号）第54条に規定する者をいう。）にあつては、無料とする。

（2）前号に掲げる者以外のものにあつては、檀原市手数料徴収条例（平成12年檀原市条例第3号）に定めるところにより手数料を納めなければならない。

（3）前号の手料は、行政文書の閲覧又は写しの交付を行うときに徴収するものとする。

（費用負担）

第15条 行政文書の公開の請求をして、行政文書の写し（第13条第2項に規定する写しを含む。）の交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

第3章 審査請求

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第16条 公開等決定又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

（審査請求に関する手続）

第17条 前条の審査請求に対する裁決をすべき実施機関（以下「審査庁」という。）は、当該審査請求について、行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第41条第3項の規定により審理手続を終結した旨を通知したときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、檀原市行政不服審査法施行条例（平成28年檀原市条例第6号）第6条第1項の檀原市行政不服審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。

（1）審査請求人から、審査会への諮問を希望しない旨の申出がされている場合（参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人という。以下同じ。）から、審査会に諮問しないことについて反対する旨の申出がされている場合を除く。）

（2）審査請求が不適法であり、却下する場合

（3）裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政文書の全部を公開することとする場合（第12条第1項又は第2項に定める手続において、当該行政文書の公開に反対の意思表示がされている場合を除く。）

2 前項の規定により諮問をした審査庁は、次の各号に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知するとともに、諮問書の写しを送付するものとする。

（1）審査請求人及び参加人

（2）公開請求者（公開請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（3）第12条第1項又は第2項に定める手続において、当該審査請求に係る行政文書の公開について反対の意思表示をした第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

3 審査会は、必要があると認めるときは、審査庁に対し、行政文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書の公開を求めることができない。

4 審査庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

5 審査会は、必要があると認めるときは、審査庁に対し、行政文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

6 第12条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

（1）公開決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

- (2) 審査請求に係る公開等決定(公開請求に係る行政文書の全部を公開する旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る行政文書を公開する旨の裁決(第三者である参加人が当該行政文書の公開に反対の意思表示をしている場合に限る。)

第4章 補則

(検索資料の作成等)

第18条 実施機関は、行政文書の検索に必要な資料を作成し、一般の閲覧に供するものとする。

(市長の調整)

第19条 市長は、市長以外の実施機関に対し、この条例の施行状況等について報告を求め、又は助言することができる。

(施行状況の公表)

第20条 市長は、毎年1回各実施機関におけるこの条例の施行状況を取りまとめ、公表するものとする。

(情報公開の総合的な推進)

第21条 実施機関は、この条例に基づく行政文書の公開のほか、情報の提供その他の情報公開に関する施策の充実を図り、市民に対する情報公開の総合的な推進に努めなければならない。

(市の出資法人)

第22条 樺原市が出資する法人で規則で定めるものは、情報公開に関する樺原市の施策に準じ、情報の提供その他の情報公開のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(他の制度との調整)

第23条 法令等の規定により行政文書の閲覧若しくは縦覧又は写しの交付の手續が定められている場合における当該行政文書の閲覧若しくは縦覧又は写しの交付については、当該法令等の定めるところによる。

2 この条例の規定は、図書館、資料館その他これに類する市の施設において、市民の利用に供することを目的として収集し、整理し、又は保存している行政文書については、適用しない。

(委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。

(適用)

2 この条例は、平成8年4月1日以降に作成し、又は取得した行政文書で、保存期間が経過していないものについて適用する。

附 則(平成12年条例第2号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成17年条例第1号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の樺原市情報公開条例第6条の規定は、この条例の施行後にされた公開請求(樺原市情報公開条例第5条に規定する公開請求をいう。以下同じ。)について適用し、この条例の施行前にされた公開請求については、なお、従前の例による。

附 則(平成19年条例第18号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。

附 則(平成25年条例第9号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

(樺原市情報公開条例に関する経過措置)

第3条 この条例による改正前の樺原市情報公開条例(以下「旧情報公開条例」という。)の規定により水道事業管理者(以下「管理者」という。)がした処分その他の行為は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後は、この条例による改正後の樺原市情報公開条例(以下「新情報公開条例」という。)の相当規定により市長がした処分その他の行為とみなす。

2 旧情報公開条例の規定により施行日前に管理者に対してされた請求その他の行為は、施行日以後は、新情報公開条例の相当規定により市長に対してされた請求その他の行為とみなす。

附 則(平成27年条例第3号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年条例第7号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 樺原市情報公開条例第10条第1項に規定する公開等決定又は同条例第6条第1項に規定する公開請求に係る不作為に係る不服申立てのうち、行政不服審査法(平成26年法律第68号)附則第3条の規定により、なお従前の例によることとされるものの手續については、第1条の規定による改正後の樺原市情報公開条例第3章の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第4条 前2条の規定により、なお従前の例によることとされる不服申立てに係る第1条の規定による改正前の樺原市情報公開条例(以下「改正前樺原市情報公開条例」という。)第16条の規定による諮問又は第2条の規定による改正前の樺原市個人情報保護条例(以下「改正前樺原市個人情報保護条例」という。)第34条の規定による諮問は、その日がこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後である場合においては、樺原市行政不服審査法施行条例(平成28年樺原市条例第6号)第6条第1項の樺原市行政不服審査会に対して行うものとする。

2 前項の諮問に当たっては、樺原市行政不服審査会を、改正前樺原市情報公開条例第17条の樺原市情報公開審査会又は改正前樺原市個人情報保護条例第35条の樺原市個人情報保護審査会とみなす。施行日より前に行われた諮問のうち同日までに答申が行われなかったもの

についても、また同様とする。

附 則（平成30年6月29日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年12月27日条例第29号抄）

（施行期日）

第1条 この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第7号に掲げる規定（同法第51条の規定に限る。）の施行の日から施行する。

（榎原市情報公開条例の一部改正に伴う経過措置）

第4条 附則第6条の規定による改正後の榎原市情報公開条例（平成10年榎原市条例第15号）第6条の規定は、この条例の施行後にされた公開請求（榎原市情報公開条例第6条第1項に規定する公開請求をいう。以下同じ。）について適用し、この条例の施行前にされた公開請求については、なお従前の例による。
